吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

平成 30 年 12 月 1 日

株式会社 フューチャー・エコロジー 株式会社 ソフマップ

吸収分割に関する事後開示書面

東京都大田区城南島3丁目2番14号 株式会社フューチャー・エコロジー 代表取締役 山崎 昌明 東京都千代田区外神田1丁目16番9号 株式会社ソフマップ 代表取締役 渡辺 武志

株式会社フューチャー・エコロジー(以下「分割会社」といいます。)と株式会社ソフマップ(以下「承継会社」といいます。)は、平成30年10月31日付で締結した吸収分割契約書に基づき、同年12月1日を効力発生日として、分割会社が、その電子機器リユース事業に関して有する権利義務を、承継会社に会社分割(吸収分割)(以下「本件吸収分割」といいます。)により、承継させました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施 行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

- 1. 本件吸収分割が効力を生じた日 平成30年12月1日
- 2. 分割会社 における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1)会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について 本件吸収分割は、分割会社において会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割に該当 するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
 - (2)会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について 分割会社には、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権が存在しないため、会社 法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - (3)会社法第789条(債権者の異議)の規定による手続の経過について 分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、平成30年10月31日付 で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第789条第1項の規定による異議を述べ た債権者はありませんでした。
- 3. 承継会社 における会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - (1)会社法第797条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について 承継会社は、会社法第797条第3項の規定に基づき、平成30年10月31日付で、承継会 社の株主に対し通知を行いましたが、同条第1項に従い株式の買取りを請求した株主はあ りませんでした。
 - (2)会社法第799条(債権者の異議)の規定による手続の経過について 承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、平成30年10月31日付 で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第799条第1項の規定による異議を述べ た債権者はありませんでした。

- 4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 承継資産額(概算) 40 百万円 承継負債額(概算) 4 百万円
- 5. 会社法第923条の変更の登記をした日平成30年12月7日(予定)
- 6. その他重要な事項 該当事項はありません。

以上